

男鹿市条例第21号

男鹿市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

男鹿市空家等対策協議会条例（平成31年男鹿市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）<u>第8条第1項</u>の規定に基づき、男鹿市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第7条第1項</u>に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）<u>第7条第1項</u>の規定に基づき、男鹿市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第6条第1項</u>に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。</p> <p>(3) (略)</p>
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。